

令和3年9月27日

令和3年度第6回大崎市農業委員会総会
会議録

大崎市農業委員会

1. 会議日時

令和3年9月27日（月）

午後1時30分開会～午後3時20分閉会

2. 場 所

宮城県大崎合同庁舎 1階大会議室

3. 審議事項

報 告 1 農地法第18条第6項の規定による通知について

報 告 2 使用貸借の合意による解約の通知について

報 告 3 買受適格証明願による農地法第3条第1項の規定による許可申請の
許可について

議案第36号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について

議案第37号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

議案第38号 農地転用事業計画変更承認申請について

議案第39号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について

議案第40号 非農地証明願について

4. 協議事項

1) 農政

協議（5） 市長に対する政策提案について

5. 出席委員(25名)

1番 小 関 芳 樹 委員	2番 櫻 井 正 幸 委員
3番 武 田 俊 美 委員	4番 佐 藤 裕 之 委員
5番 齋 藤 真理子 委員	6番 佐々木 正 彦 委員
7番 布 塚 幸 子 委員	8番 鈴 木 淳 也 委員
10番 横 山 藏 人 委員	11番 中 鉢 守 委員
12番 渋 谷 裕 子 委員	13番 高 橋 英理子 委員
14番 佐々木 俊 通 委員	15番 下 山 信 行 委員
16番 只 埜 和 臣 委員	17番 菅 原 まり子 委員
18番 高 橋 順 子 委員	19番 中 條 泰 洋 委員
20番 菅 原 清 一 委員	21番 小野寺 正 晃 委員

22番 鈴木 至 委員

23番 佐々木 渉 委員

24番 齋藤 浩義 委員

25番 熊谷 安正 委員

26番 佐々木 政直 委員

6. 欠席委員（1名）

9番 菅原 ひろみ 委員

7. 遅刻委員（なし）

8. 議案提案者

会長 佐々木 政直

9. 出席職員

事務局長 千葉 晃一

事務局次長 新堀 秀一

事務局長補佐 真田 賢一

主幹兼係長 松浦 嘉孝

主幹兼係長 北浦 邦之

主事 堀越 拓磨

事務所長 佐々木 賢

主幹兼係長 大沼 淳子

事務所長 門間 道浩

午後1時30分開会

事務局（真田賢一事務局長補佐）

ただいまから令和3年度第6回大崎市農業委員会定例総会を開催いたします。

開会に当たりまして、大崎市農業委員会佐々木政直会長からご挨拶をお願いいたします。

会長（佐々木政直委員）

〔挨拶〕

事務局（真田賢一事務局長補佐）

続きまして、次第の2議長選出について、大崎市農業委員会会議規則第8条の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、佐々木会長、よろしく願いいたします。

議長（佐々木政直会長）

本日の欠席通告者は、9番菅原ひろみ委員であります。9番菅原ひろみ委員からは欠席の届出がございます。

出席委員定足数に達しておりますので、大崎市農業委員会会議規則第9条の規定により令和3年度第6回大崎市農業委員会定例総会は成立いたしました。

議長（佐々木政直会長）

次に、次第の3会期の決定についてお諮りいたします。

会期を本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、会期を本日1日限りとしたいと思います。

議長（佐々木政直会長）

それでは、次第の4議事録署名委員の指名でございます。本日の議事録署名委員を指名いたします。4番佐藤裕之委員、5番齋藤真理子委員にお願いいたします。

議長（佐々木政直会長）

なお、本日の会議録書記に、真田賢一事務局長補佐を指名いたします。

議長（佐々木政直会長）

ここで、事務局より業務報告をお願いいたします。

事務局（新堀秀一事務局次長）

〔業務報告〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、次第の7審議事項に入ります。

審議事項の報告について、事務局から説明願います。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

〔報告1～3の説明〕

議長（佐々木政直会長）

ただいまの報告1から3の事項に対し、確認しておきたいことはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

なければ、これより議案審議に入ります。

議案第36号農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について審議い

たします。

番号 81 番から 114 番までの 34 件のうち、番号 95 番、97 番、99 番、101 番、103 番、112 番、114 番の 7 件については、議案第 37 号においてそれぞれ関連する案件であることから、議案第 37 号で併せて審議してよろしいかお諮りいたします。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしとのことですので、番号 95 番、97 番、99 番、101 番、103 番、112 番、114 番の 7 件を除いた 27 件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

番号 95 番、97 番、99 番、101 番、103 番、112 番、114 番の 7 件を除いた 27 件について質疑を承ります。質疑ございませんか。10 番委員。

10 番（横山藏人委員）

10 番です。2 点ほど伺います。番号 82 番の貸借期間が 9 年 9 か月というのは何か理由があるのでしょうか。それから、番号 94 番、96 番、98 番、100 番、102 番の譲受人の年齢は何歳位なのでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

初めに、番号 82 番ですが、こちらは 6 月第 3 回定例総会で同じ申請者の別件の案件が既に審議され、許可されています。それから漏れた案件でございまして、その終期を合わせるために、今回の申請はこの年数となっております。3 か月ずらした形で、次回 10 年後、再度申請する時に同じ月に申請できるように少し中途半端な日数となっております。

次に、番号 94 番、96 番、98 番、100 番、102 番の譲受人の年齢ですが、会社でありますので、設立年月日でよろしいですか。会社は平成 28 年に設立され、5 年ほど経過しております。代表者の年齢は、若い方で、30 から 40 代位です。

議長（佐々木政直会長）

10 番委員よろしいですか。そのほか質疑ございませんか。11 番委員。

11 番（中鉢守委員）

確認ですが、議案書に耕作と貸付の面積の記載がありますが、耕作と貸付の面積は別だったのでしょうか。耕作の面積の内の貸付の面積になるのか、それとも別々なののでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

ここに記載されているものですが、耕作面積と貸付面積は別です。あくまで自作している面積です。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第36号、番号81番から114番までの34か件のうち番号95番、97番、99番、101番、103番、112番、114番の7か件を除いた27か件について了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第36号、番号81番から114番までの34か件のうち番号95番、97番、99番、101番、103番、112番、114番の7か件を除いた27か件について許可と決定いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第 37 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の意見決定について、番号 102 番から 126 番までの 25 か件のうち、番号 122 番と 123 番については、議案第 38 号、番号 20 番、21 番とそれぞれ関連であることから、議案第 38 号で併せて審議してよろしいかお諮りいたします。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしとのことですので、番号122番と123番の2か件を除いた23か件と議案第36号番号95番、97番、99番、101番、103番、112番、114番の7か件を合わせた30か件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長、よろしくお願いたします。19番委員。

19番（中條泰洋委員）

19番です。9月24日金曜日に、13番委員、24番委員、1番委員、2番委員、3番委員、4番委員と事務局2名で現地調査をしていただきましたので、その報告をしていただきます。番号102番、103番、104番を、13番委員、報告をお願いいたします。

13番（高橋英理子委員）

13番です。現地調査してまいりましたので、ご報告いたします。

初めに、番号102番について報告します。居宅1棟と駐車場2台分を目的とした転用です。申請地周辺の状況は、東側に宅地、西側に道路を挟み宅地、南側に宅地と公園、北側に田と宅地がありました。申請地の管理状況は、除草管理がきれいにされてありました。農地区分は、都市計画区域内の用途指定された区域であることから第3種農地と見てまいりました。周辺農地への影響については、雨水の排水は西側の道路側U字溝に流し、生活排水は公共下水道を利用し、また、東側は法面にすることで問題ないと見てきました。

続けて、番号103番について報告します。太陽光発電パネル116枚の設置を目的とした転用で永久転用となります。申請地周辺の状況は、東側にソーラーパネル、西側に田と宅地、南側にソーラーパネルと宅地、北側に宅地がありました。申請地の管理状況は、草刈り管理されておりました。以前はカボチャを作付けしていたそうです。農地区分は、10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い農地のため、第2種農地と見てまいりました。雨水対策は、自然浸透で処理し、周辺の農地への影響はないと見てきました。

続けて、104番について報告します。これも同じく、太陽光発電パネル162枚の設置を目的とした転用で、永久転用となります。申請地周辺の状況は、東側にソーラーパネル、西側に原野、南側に原野、北側に田があるという状況でした。申請地の管理状況は、雑草が繁茂しておりました。農地区分は、10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と見てまいりました。雨水対策は、自然浸透で処理し、周辺の農地への影響はないと見てきました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号105番、106番、107番、108番を24番委員、報告をお願いいたします。

24番（齋藤浩義委員）

24番です。番号105番を報告します。太陽光パネル架台支柱74本の設置等を目的とした転用です。申請地周辺の状況は、北側が宅地で、外の三方が畑でした。申請地の管理状況は、草刈り管理されておりました。農地区分は、概ね10ヘクタール以上の一団の農地に属する第1種農地で、原則は転用不許可だが、一時的な転用であって、利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であることから、例外的に許可できるものと見てきました。雨水対策は、自然浸透で処理し、周辺の農地への影響はないと見てきました。

次に番号106番を報告します。太陽光パネル架台支柱64本の設置等を目的とした転用です。申請地周辺の状況は、東側は宅地、西側は田、南側と北側は畑でした。申請地の管理状況は、草刈り管理されておりました。農地区分は、概ね10ヘクタール以上の一団の農用地に属する第1種農地で、原則は転用不許可だが一時的な転用であって、利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であることから、例外的に許可できるものと見てきました。雨水対策は、自然浸透で処理し、周辺の農地への影響はないと見てきました。

次に番号107番を報告します。太陽光パネル架台支柱64本の設置等を目的とした転用です。申請地周辺の状況は、四方が田で囲まれております。申請地の管理状況につきましては、草刈り管理されておりました。農地区分は、概ね10ヘクタール以上の一団の農用地に属する第1種農地で、原則は転用不許可だが、一時的な転用であって、利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であることから、例外的に許可できるものとして見てきました。雨水対策は、自然浸透で

処理し、周辺の農地への影響はないと見てきました。

次に番号108番を報告します。太陽光パネル架台支柱64本の設置等を目的とした転用です。申請地周辺の状況は、四方が田でございます。申請地の管理状況は、草刈り管理されておりました。農地区分は、概ね10ヘクタール以上の一団の農地に属する第1種農地で、原則は転用不許可だが、一時的な転用であって、利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であることから、例外的に許可できるものとして見てきました。雨水対策は、自然浸透で処理し、周辺の農地への影響はないと見てきました。

19番（中條泰洋委員）

番号109番，110番，111番を1番委員，報告をお願いいたします。

1番（小関芳樹委員）

1番です。初めに番号109番を報告します。太陽光パネル架台支柱90本の設置等を目的とした転用です。申請地周辺の状況は、東側，西側，北側が水田で，南側が畑です。申請地の管理状況は，雑草が繁茂している状態でした。農地区分は，概ね10ヘクタール以上の一団の農用地に属する第1種農地で，原則転用不許可だが，業務上必要な施設として設置されるものであり，例外的に許可できるものと見てきました。作物は，柿を栽培するようでございます。雨水対策は，自然浸透で処理することで，周辺の農地への影響はないと見てきました。以上です。

次に番号110番を報告します。住宅進入路の新設を目的とした転用です。申請地周辺の状況は，宅地に囲まれた農地で，一部，東側に農地があります。申請地の管理状況としては，除草がなされ良好と見てまいりました。農地区分は，概ね10ヘクタール以上の一団の農用地に属する第1種農地で，原則転用不許可だが，利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められ，例外的に許可できるものと見てきました。周辺農地の影響については，道路新設に伴い，雨水を自然浸透で処理することで，問題はないと見てきました。

次に番号111番を報告します。太陽光発電パネル228枚の設置等を目的とした転用です。申請地は県道三本木大衡線の西側に位置し，宅地に囲まれ，一部北側に農地がありました。申請地の管理状況は除草がなされ，良好と見てまいりました。農地区分としては，10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第2種農地と

見てまいりました。雨水対策は、自然浸透で処理し、周辺の農地への影響はないと見てきました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号112番を4番委員、報告をお願いいたします。

4番（佐藤裕之委員）

4番です。番号112番を報告いたします。位置図8ページから報告いたします。転用目的は、送電線鉄塔建設工事用地であり、仮設休憩所2棟等の設置です。位置図8ページの申請地周辺は、東側、西側、南側は共に原野状態の農地、北側は山林となっていました。申請地の管理状況も原野状態となっておりました。農地区分は、10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い農地ということで、第2種農地に見てまいりました。雨水も自然浸透することで周辺には影響はないと見てきました。

続いて、位置図9ページですが、ここは周辺が、四方向とも原野状態の農地、柳が繁茂しておりました。農地区分は農振農用地になっており、原則転用不許可ですが、一時的な転用ということで許可できるものと見てきました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号113番を1番委員、報告をお願いいたします。

1番（小関芳樹委員）

1番でございます。番号113番を報告させていただきます。

居宅1棟と駐車場2台分を目的とした転用です。申請地の状況は、市道の北側に位置し、周辺は東側に畑があり、ほか三方は宅地です。申請地の管理状況は、除草がなされ、良好と見てまいりました。農地区分は、10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第2種農地と見てまいりました。雨水対策は、東側、南側、北側にU字溝があり、それを利用し排水します。生活排水については、浄化槽を設置するそうで問題ないと見てきました。以上でございます。

19番（中條泰洋委員）

番号114番を24番委員、報告をお願いいたします。

24番（齋藤浩義委員）

24番です。番号114番を報告します。居宅兼事務所1棟の設置等を目的とした

転用です。申請地周辺の状況は、東側と北側は宅地、西側は畑、南側が川でございます。申請地の管理状況ですが、畑として利用されていましたが、一部庭木が植えてありました。農地区分は、10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地として見てきました。雨水対策は、自然浸透で処理し、生活排水は浄化槽を利用することで、周辺の農地への影響はないと見てきました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号115番、116番を13番委員、報告をお願いいたします。

13番（高橋英理子委員）

13番です。初めに番号115番を報告します。太陽光発電パネル300枚の設置を目的とした転用です。申請地周囲の状況は、東側が田、西側が田と宅地、南側が畑、北側が田と宅地になっておりました。申請地の管理状況は、草刈り管理がなされておりました。農地区分は、10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と見てまいりました。雨水対策は、自然浸透で処理し、周辺の農地への影響はないと見てきました。

続きまして、番号116番を報告します。太陽光発電パネル設置工事用通路を目的とした一時転用での申請です。申請地周辺の状況は、東側が田、西側が田と宅地、南側が畑、北側が田となっております。申請地の管理状況は、草刈り管理がなされておりました。農地区分は、10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と見てまいりました。雨水対策は、自然浸透で処理し、周辺の農地への影響はないと見てきました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号117番、118番を4番委員、報告をお願いいたします。

4番（佐藤裕之委員）

4番です。番号117番、118番を報告いたします。参道の新設を目的とした転用です。申請地周辺の状況は、南側、北側が宅地で、東側はお寺と墓地になっております。そして、西側が田です。申請地は、農道と参道として、両方で利用していたように見えました。農地区分は、都市計画区域内の用途指定された区域であることから、第3種農地と見てきました。周辺農地への影響については、雨水は自然浸透することで問題がないと見てきました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号119番，120番，121番を2番委員，報告をお願いいたします。

2番（櫻井正幸委員）

2番です。初めに番号119番について報告します。宅地分譲4区画を目的とした転用です。申請地周辺の状況は，水田と宅地に囲まれておりました。四方に水田があります。申請地の管理状況は稲が作付され，刈取りが終わっていました。農地区分は，都市計画区域内の用途指定された区域であることから，第3種農地と見てきました。雨水は，東側のU字溝，南側のU字溝に流す予定ですので，周辺農地への影響はないと見てきました。

次に，番号120番を報告します。宅地分譲4区画を目的とした転用です。申請地周辺の状況は，水田と宅地に囲まれておりました。東側に宅地，南側に宅地，西側に水田，北側に水田があります。申請地の管理状況は，稲が作付され，収穫が終わっていました。農地区分は，都市計画区域内の用途指定された区域であることから，第3種農地と見てきました。雨水の対策は，東側のU字溝に流す予定で周辺農地への影響はないと見てきました。

続きまして，番号121番を報告します。宅地分譲4区画を目的とした転用です。申請地周辺の状況は，農地と住宅に囲まれておりました。東側に水田，南側に宅地，西側に宅地，北側に宅地がありました。申請地の管理状況ですが，除草管理がされておりましたが，砕石が敷かれておりました。農地区分は，都市計画区域内の用途指定された区域であることから，第3種農地と見てきました。雨水は東側，南側，北側のU字溝に流すそうなので，これも影響はないと見てきました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号124番を3番委員，報告をお願いいたします。

3番（武田俊美委員）

3番です。番号124番を報告します。太陽光パネル架台支柱62本の設置等を目的とした営農型の一時転用です。申請地周辺の状況は，東側が田，南側が宅地，西側が畑，北側が田でございます。申請地の管理状況は除草がされておりました。農地区分については，概ね10ヘクタール以上の一団の農地に属する第1種農地です。雨水は自然浸透で処理することで周辺農地への影響はないと見てき

ました。

19番（中條泰洋委員）

番号125番を4番委員，報告をお願いいたします。

4番（佐藤裕之委員）

4番です。番号125番を報告いたします。太陽光パネル架台支柱96本の設置等を目的とした一時転用です。申請地周辺の状況は，東側，西側，北側が畑であり，南側が田であります。申請地の管理状況は，草刈り管理がされてきました。農地区分は，農振農用地であり，原則転用不許可ですが，一時的な転用ということで許可できるものと見てきました。雨水も営農型太陽光発電ということで，影響はないものと見てきました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号126番を3番委員，報告をお願いいたします。

3番（武田俊美委員）

3番です。番号126番を報告させていただきます。アパート1棟と駐車場15台分を目的とした転用です。申請地周辺の状況は，東側が田，西側が畑，南側が宅地，北側が宅地でございます。申請地の管理状況は，除草管理がなされてきれいな状態でした。農地区分は，都市計画区域内の用途指定された区域であることから，第3種農地と見てきました。雨水は自然浸透で処理し，生活用水は下水道を利用することで周辺農地への影響はないと見てきました。これで報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

19番委員。

19番（中條泰洋委員）

19番です。以上で現地調査の報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

それでは，質疑を承ります。質疑ございませんか。23番委員。

23番（佐々木渉委員）

23番です。番号121番の報告の中で，砕石が敷かれていたという報告がありましたが，面積的にはどの位なのでしょう。また，それが最近敷かれたような感じなのか，もし分かれば説明願います。

議長（佐々木政直会長）

事務局お願いします。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

砕石が敷かれている場所ですが，ほぼ全域に敷かれています。全く土が見えない位という感じではなく，土も見える位で，大体50%位は土が見えている表土でした。ここは平成25年に農地現状変更届により，それまでは水稻を作付されていた水田を土盛りにより畑にしたものですが，航空写真を見る限りでは，作付された形跡は全く見られません。航空写真からは，ほぼ重機や作業現場が設置されているといった状況しか見受けられておりません。以上です。

議長（佐々木政直会長）

23 番委員，よろしいですか。（「はい」の声あり）

そのほか質疑ございませんか。21 番委員。

21 番（小野寺正晃委員）

21 番です。その番号 121 番についてですが，砕石が敷いてあるというのは，この譲渡人がしたことなのか，もしくは他の方がこの申請地を使っていて砕石を敷いたのか，その経緯が分かれば説明していただければと思います。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（北浦邦之主幹兼係長）

それでは事務局から説明いたします。24日の現地調査に行った時に，この事実が分かり，その日のうちに譲渡人に連絡を取ってみましたが，連絡が取れず，今日の午前中に譲渡人の方から電話がありました。位置図の14ページ見てもらいますと，A，B，C，Dとアパートが建っております。電話での聞きとりでは，これらの建物を平成25年に建築される時に，住宅メーカーの下請け会社が，今回の番号121番の申請地を現場事務所のような形で使っていたということでした。以上です。

議長（佐々木政直会長）

21 番委員。

21 番（小野寺正晃委員）

21 番です。事務局の説明の中にあるように，申請人本人は実際分からなかつ

たというのは、必ず言うことだと思のですが、実際その中で、申請も出さずに使っていたということは、何かその所有者の方とその業者の方の間に金銭的なやり取りをやっていたということなのでしょうか。

事務局（北浦邦之主幹兼係長）

そこまでは確認しておりません。必要であれば確認したいと思います。

議長（佐々木政直会長）

21 番委員。

21 番（小野寺正晃委員）

21 番です。実際、この碎石をその業者が敷いたということは分かりますか。

事務局（北浦邦之主幹兼係長）

A, B, C, D を造ったのが、大手のハウスメーカーで、その下請け業者が敷いたということでした。

議長（佐々木政直会長）

21 番委員。

21 番（小野寺正晃委員）

21 番です。実際、今回のこの件に関しましては、私は無断で転用したという形だと思いますが、後は委員皆さんのご判断によるものと思います。ほかに意見があれば、お願いします。

議長（佐々木政直会長）

暫時休憩します。

〔午後 2 時 25 分から午後 2 時 30 分まで休憩〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、再開します。

今、番号 121 番の件で休憩しながらいろいろと意見を出していただきました。そのまとめを 6 番委員、お願いいたします。

6 番（佐々木正彦委員）

6 番です。番号 121 番に関しまして、現地調査員より除草管理はなされておりましたが、碎石が敷かれてあったという報告がありました。

23 番委員、21 番委員より事務局に経緯の質問があり、休憩中、11 番委員、20 番委員から譲渡人の管理不十分であり、無断転用ではないかというご意見があ

りました。

まとめとしては、譲渡人から会長及び宮城県知事宛てに始末書の提出を求め
ていただき、無断転用である旨の意見を付して、宮城県に進達していただく
ということでまとめたいと思います。以上です。

議長（佐々木政直会長）

今の6番委員のまとめでご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、番号121番1案件については、会長及び宮城県知事宛てに始末書の
提出を求め、無断転用である旨の意見を付して県に進達いたします。

そのほか質疑ございませんか。11番委員。

11番（中鉢守委員）

すみません、申請書の事務的な書き方について事務局に教えてもらいたいこ
とがあります。転用申請の工期の書き方ですが、例えば、今回ですと、結構、
太陽光パネルや営農型太陽光パネルの工期が長くなっているのですが、これは
貸借の期間ということでもいいのでしょうか。前からそうでしたか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

事務局より説明します。このような、一時転用の場合は、終期は原状復帰す
るまでの日付の記載でございました。3年であれば3年先まで、10年先であれ
ば10年後の日付が入ってございます。営農型太陽光パネルとかで10年の許可と
いうのであれば、10年後の日付が入っております。その他、永久転用、一時転
用ではないものにつきましては、あくまでも工期、住宅を建てる場合につい
ては、何月に建て始まって、何月に完成しますといった、その工期を記載してい
るところでございます。以上です。

議長（佐々木政直会長）

11番委員よろしいですか。

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、番号122番と番号123番の2か件を除いた23か件と、議案第36号番号95番、97番、99番、101番、103番、112番、114番の7か件を合わせた30か件について了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、番号122番と番号123番の2か件を除いた23か件のうち、番号121番1か件については、会長及び県知事宛てに始末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を付して進達いたします。そのほか、22か件については、意見相当と認め、県に進達いたします。

議案第36号、番号95番、97番、99番、101番、103番、112番、114番の7か件については了とし、関連する農地法第5条第1項の許可が県より交付されたのと同時に許可書を交付するものといたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第38号農地転用事業計画変更承認申請について、番号16番から21番の6か件と、議案第37号、番号122番、123番の2か件を合わせた8か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長、よろしくお願ひします。

19番委員。

19番（中條泰洋委員）

19番です。それでは、現地調査の報告をしていただきます。

議案第38号、番号20番関連で議案第37号、番号122番を、4番委員、報告をお願いいたします。

4番（佐藤裕之委員）

4番です。議案第37号番号122番と議案第38号番号20番を報告いたします。

居宅1棟、駐車場2台分を目的とした転用です。申請地周辺の状況は、東側、西側、南側の三方が宅地です。北側が田で休耕田となっており、里芋が植えら

れていました。申請地の管理状況は、草刈り管理がされてきました。農地区分は、概ね10ヘクタール以上の一団の農用地に属する第1種農地ですが、居住者の日常生活に必要な施設で、集落に接続しているということで、例外的に許可できるものと見てきました。雨水は、南側にU字溝、北側に土側溝の方向に流し、生活排水は浄化槽を使用し、土砂流出対策としては、北側に法面処理するという事で問題ないと見てきました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

議案第37号、番号123番を3番委員、報告をお願いいたします。

3番（武田俊美委員）

3番です。番号123番を報告します。位置図については16ページでございます。

宅地分譲8区画を目的とした転用です。申請地周辺の状況は、東側、西側、北側が宅地、南側が畑になっております。申請地の管理状況は除草がされておりました。農地区分については、都市計画区域内の用途指定された区域であることから、第3種農地と見てきました。雨水は設置する水路へ流すことで問題ないと見てきました。以上でございます。

議長（佐々木政直会長）

19番委員。

19番（中條泰洋委員）

19番です。以上で現地調査の報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

番号16番から21番の6か件と、議案第37号、番号122番、123番の2か件を合わせた8か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、番号16番から21番の6か件と、議案第37号、番号122番、123番の2か件を合わせた8か件を了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、番号16番から21番の6か件と、議案第37号、番号122番、123番の2か件を合わせた8か件について、意見相当と認め、県に進達いたします。

す。

議長（佐々木政直会長）

議案第 39 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定について番号 592 番から 597 番までの 6 件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

それでは、番号592番から597番までの6件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第 39 号、番号 592 番から 597 番までの 6 件を了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第 39 号、番号 592 番から 597 番までの 6 件について承認し、市に通知いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第 40 号非農地証明願について、番号 6 番、7 番の 2 件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長、よろしく願いいたします。19 番委員。

19 番（中條泰洋委員）

19 番です。それでは、現地調査の報告をいたします。

番号 6 番を、24 番委員、報告をお願いいたします。

24 番（齋藤浩義委員）

24番です。非農地証明願について、番号6番を報告します。申請地の状況ですが、アスファルトで舗装されて、門道と車庫、その奥には庭がありました。20年以上経過していることの証明となるものですが、税務台帳から議案書に書かれているとおり昭和59年に農地以外の課税ということが確認できます。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号7番を、3番委員、報告をお願いいたします。

3番（武田俊美委員）

3番です。番号7番について報告します。申請地の状況は、そこに住んでから70年ぐらいなるといってお話を申請人からいただきました。その後、平成3年の7月に新しく家を建替えたそうですが、その20年以上経過していることの証明として、課税証明がございました。以上でございます。

議長（佐々木政直会長）

19番委員。

19番（中條泰洋委員）

19番です。以上で現地調査の報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

番号6番、7番の2か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第40号、番号6番、7番の2か件を了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第40号、番号6番、7番の2か件について農地法の適用を受けないことを証明いたします。

これで、1審議事項を終了いたします。

ここで、3時00分まで暫時休憩いたします。

〔午後2時50分から午後3時00分まで休憩〕

議長（佐々木政直会長）

再開いたします。

それでは、次第の8協議事項に入ります。

農政の協議(5)市長に対する政策提案について、事務局より説明願います。

事務局(真田賢一事務局長補佐)

[資料により説明]

議長(佐々木政直会長)

ただいま事務局より説明がございましたが、何か質問等ございませんか。22番委員。

22番(鈴木至委員)

22番です。今回の協議事項について、内容については概ね賛成させていただきます。今回の政策提案の意見を委員皆様が提出した後になってしまったのですが、開会の会長からの挨拶にもあったとおり、米価の概算金が発表されて、皆様ご承知のとおり、大幅な下落になってしまいました。この値段ではこれからの農業を維持していくことに加えて、担い手への農地の集積も危ぶまれる事態であります。そこで、全農家一律に救済というのは難しいとは思いますが、担い手に対して何か支援策を農業委員会として求めていくべきではないかと思えます。大変恐縮ですが、皆様のご意見、ご指導、よろしく願いいたします。

議長(佐々木政直会長)

それに関連してでもよろしいですが、そのほか何かご意見ございませんか。3番委員。

3番(武田俊美委員)

3番です。今、大変考慮すべき意見をいただきまして、現場の声とすれば当然だろうと思えます。緊急性のある支援をぜひお願いしたいと思っています。今年の冬を越せない農家が大勢出てくるのではないかと心配しております。長い間で見通すと、後継者が完全に他の産業に行ってしまう状況ではないのか等、かなりの影響を及ぼす価格だと思えます。できれば、県、国に対して米価下落の原因を、新型コロナウイルスの影響だけではなく、米価について国が完全な関与をしなくなった関係ではないかと思えます。ぜひよろしく願いしたいと思えます。

議長(佐々木政直会長)

ただいま 22 番委員，3 番委員よりご意見がありました。まだこの政策提案，農政委員会で審議する頃には概算金が決定していなかったということで，このようなまとめ方だったのですが，緊急の政策提案という形の中で，今回の米価下落に対しての支援策等々も織り込んでどうかとお話しを，22 番委員，3 番委員からご提案がありました。そのほか皆さんからご意見ございませんか。18 番委員。

18 番（高橋順子委員）

18 番です。私たちも，女性の直売所のメンバーや，いろんなお母さんたちから「この下落というのは，何とかならないものか」という声が多々聞かれますので，本当に切なる思いだと思います。その辺の思いを酌んでいただけるよう，ぜひお願いしたいと思います。

議長（佐々木政直会長）

今，18 番委員からもご意見をいただきました。この政策提案の項目のほかになりますか，そのほかの部分に付け加えるか，現時点ではどのような形にしたらいいかまだ分かりませんが，政策提案の日程については，先ほど事務局からも示されたとおり，10 月 27 日ということです。次回の 10 月 25 日の総会までにはまだ間に合いますので，私の案でございますが，そのような意向を踏まえた中で再度事務局等とすり合わせしながら，役員会でその内容等を協議して，次回の定例総会にその米価下落等についての政策提案の内容をお示ししたいと思います。いかがでしょうか。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

そのほかございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

なければ，農政の協議（5）市長に対する政策提案については，原案，そして先ほどご意見をいただいた今年度の米価下落についての支援策等を後日役員会等で協議し，10 月の定例総会で再度提案するというので，ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、農政の協議（５）市長に対する政策提案については、原案、そして緊急の意見を付け加えながら、次回の定例総会に提案するということにしたいと思います。

議長（佐々木政直会長）

ここで、事務局より業務予定をお願いいたします。

事務局（千葉晃一事務局長）

[業務予定]

議長（佐々木政直会長）

事務局，委員からの報告並びに連絡事項はございませんか。事務局。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

[事務局からの連絡事項]

議長（佐々木政直会長）

そのほかございませんか。事務局。

事務局（新堀秀一事務局次長）

[事務局からの連絡事項]

議長（佐々木政直会長）

そのほかございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

なければ、以上で本日の審議事項並びに協議事項については全て終了いたしました。長時間にわたりまして慎重審議を賜り、本当に厚く御礼申し上げます。これで、私、議長の座を下りさせていただきたいと思います。

本日は誠にありがとうございました。

事務局（真田賢一事務局長補佐）

これをもちまして、令和３年度第６回大崎市農業委員会定例総会を閉会いたします。

午後３時２０分閉会

上記の会議の次第を記録し、その正確なことを証するため、ここに署名する。

令和3年9月27日

会 長 佐々木 政 直

委 員 佐 藤 裕 之

委 員 齋 藤 真理子